

佐賀県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策行動指針

本指針における、鳥インフルエンザとは、家畜伝染病予防法に定められる「高病原性鳥インフルエンザ」及び「低病原性鳥インフルエンザ」をいいます。

鳥インフルエンザ防疫対策は、第一に、農場へのウイルスの侵入防止、第二に、発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが基本となります。

鳥インフルエンザウイルスのまん延を防止するためには、鳥インフルエンザの症状を呈する異常家きんの発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、極めて重要です。

また、鳥インフルエンザは、家きんだけでなく野鳥も感染することから、野鳥への感染を早期に発見することにより、野鳥から家きんへの感染防止対策の一層の徹底を図ることも重要です。

本指針は、佐賀県内で鳥インフルエンザが疑われる家きんや野鳥が発見されたときの初動対応等を整理し、その防疫に万全を期すために取りまとめたものです。

なお、本指針は、運用を通して必要があれば、随時改訂を行います。

鳥インフルエンザ防疫対策・組織体制の概要

		家きんの場合	野鳥の場合	野鳥のふんから検出された場合
防疫対策	国内未発生期・国内発生期から隣接県発生期 (フェーズ0～)	○農場(特に断らない限り、家きん飼養農場を指す。以下について同じ)内へのウイルス侵入防止 ○家きん等の健康観察の徹底	○野鳥の感染状況の確認 ・死亡野鳥の検査 ・定期的な糞便調査	
	県内発生期 (フェーズ)	○発生農場でのウイルスの封じ込め・拡散防止 ・発生農場で、直ちに、殺処分 ・養鶏関係車両等の消毒ポイントの設置 ・3km圏内 の養鶏農家の立ち入り検査 低病原性の場合は、5km圏内	○家きんへの感染防止 ・発見地点の消毒 ・3km圏内の養鶏農家の立ち入り検査	
組織体制	国内発生期 (フェーズ0及び)	庁内連絡会議(関係課で構成) [関係課への情報提供に代える場合もある] シーズン初発の場合は必ず開催する 2例目以降は関係課への情報提供とする ただし、九州・山口県で発生した場合は開催	庁内連絡会議 (関係課で構成) [野鳥は様々な原因で死亡することから、鳥インフルエンザが直接の死因の可能性が高い場合(大量死、連続死、各地での頻発、隣接県発生等)以外は関係課への情報提供に代える場合もある]	関係課との情報共有
	隣接県発生期 (福岡、長崎(離島を除く)で発生した場合) (フェーズ)			
	県内発生期 (県外発生で、本県が移動・搬出制限区域(半径10km内)に入る場合を含む) (フェーズ)	県対策本部 (知事トップ、各部長・局長等で構成)	家きんでも発生あり 県対策本部で報告	庁内連絡会議(関係課で構成) [関係課への情報提供に代える場合もある]
		家きんの発生なし 庁内連絡会議 (関係課で構成)		

* 発生とは、PCR検査(2種類)においてH5亜型又はH7亜型と確認され、疑似患畜と決定した場合

目次

〔家きん〕

鳥インフルエンザ対策組織体制

鳥インフルエンザ対策基本方針

県内発生期(フェーズ)における行動計画

社会的対応としての鳥インフルエンザ対策

鳥インフルエンザに関する各種相談対応

広報

〔野鳥〕

鳥インフルエンザ対策推進組織体制

発生段階に応じた対策

県内発生期(フェーズ)における行動計画

広報

【参考資料】○鳥インフルエンザとは

○行動指針の主な変更点

〔家きん〕

I. 鳥インフルエンザ対策組織体制

(1) 県対策本部会議

〔本部長〕 知事

〔副本部長〕 副知事

〔現地対策本部長〕 防災監(副知事)

〔総括対策部長〕 農林水産部長 〔総括対策監〕 危機管理・報道局長

〔対策関係部長〕

○緊急対策関係部

政策部長、総務部長、地域交流部長、県民環境部長、健康福祉部長、
産業労働部長、県土整備部長、警察本部長

○通常対策関係部

文化・スポーツ交流局長、男女参画・こども局長、会計管理者、教育長

〔本部会議内容等〕

- ・鳥インフルエンザ県内発生時の防疫対策
- ・人の健康対策や風評被害対策 など

通常対策関係部長は、対応の必要がある場合のみ本部会議に召集。

(2) 鳥インフルエンザ庁内連絡会議

【鳥インフルエンザ庁内連絡会議（家きん）】

畜産課長をトップとした庁内連絡会議

〔メンバー〕 各部主管課、教育庁教育総務課、危機管理防災課、報道課、情報課、くらしの安全安心課、環境課、こども未来課、有明海再生・自然環境課、循環型社会推進課、医務課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、流通・貿易課、産業政策課、農林水産部各課、農業技術防除センター、各家畜保健衛生所、道路課、会計課、文化財保護室、保健体育課、県警察本部（地域課・生活安全企画課・交通規制課）

〔事務局〕 報道課、農政企画課、生産者支援課、畜産課

〔会議の内容等〕

- ・鳥インフルエンザの発生状況
- ・家きんの防疫対策方針の確認
- ・農林水産省との情報収集や連絡調整

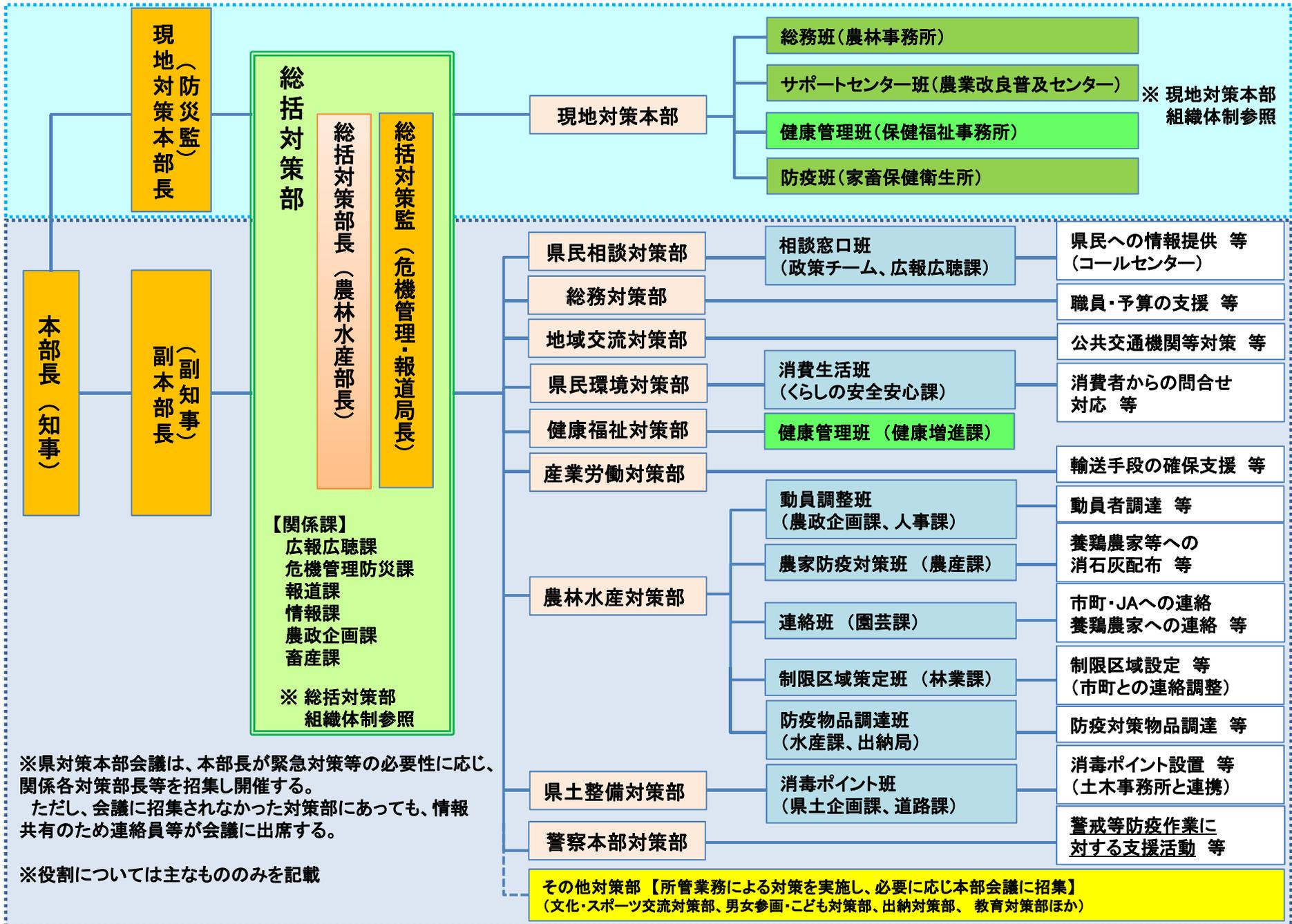
シーズン初発の場合は必ず開催する。

2例目以降は関係課への情報提供とする。ただし、九州・山口県で発生した場合は開催する。

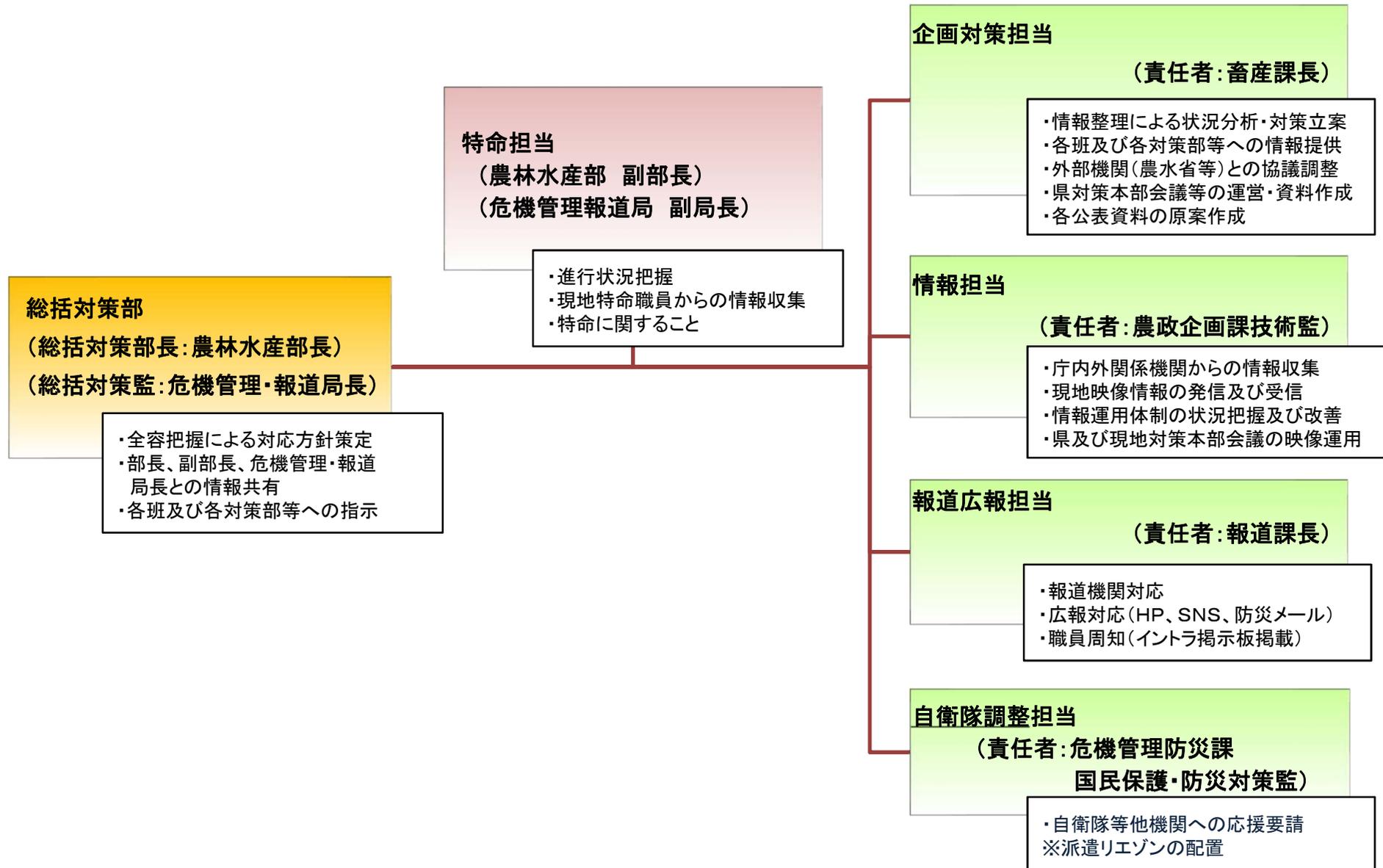
(3) 県対策本部の役割

緊急対策関係部	総括対策部	鳥インフルエンザ対策の総括（防疫対策の企画立案、情報収集、情報共有、報道対応、情報提供 など）
	現地対策本部	発生農場における防疫措置及びまん延防止対策 など
	県民相談対策部	臨時相談窓口（コールセンター）の総括、イベント等催事における防疫対策 など
	総務対策部	私立学校における対策、職員・予算に関する支援、発生農家等に関する税金相談、庁舎管理対応、情報・業務支援 など
	地域交流対策部	公共交通機関等における対策、在留外国人に対する情報提供 など
	県民環境対策部	消費者からの問い合わせ対応、食の安全・表示・小売価格影響調査、（自然公園における対策）、焼却処分に関する支援、埋却地の周辺環境対応の支援、産業廃棄物対策、自然保護対策 など
	健康福祉対策部	発生農家・作業従事者の健康管理、飲用地下水・水道水源の現地対応の支援、社会福祉施設等における対策、義援金に関すること など
	産業労働対策部	運送手段の確保支援、食鳥処理場等の対応、商工業者の経営支援 など
	農林水産対策部	動員調整、運送手段の確保（動員者及び殺処分鶏）、養鶏及び野鳥の防疫措置に関すること、養鶏農家に対する経営支援 など
	県土整備対策部	消毒ポイントの設置、都市公園における対策、調整池や河川敷等の利用に関する調整、埋却地施工に係る助言・支援、道路規制対応 など
通常対策関係部	警察本部対策部	警戒等防疫作業に対する支援活動 など
	文化・スポーツ交流対策部	文化・学習・スポーツ施設等における対策、観光客に対する情報提供、宿泊手配支援、埋却地選定（文化財）に関する助言など
	男女参画・こども対策部	保育所・幼稚園における対策 など
	出納対策部	防疫物品等の調達支援、職員行動の支援 など
	教育対策部	公立小中学校・県立学校における対策 など

(4) 県対策本部の組織体制とその役割

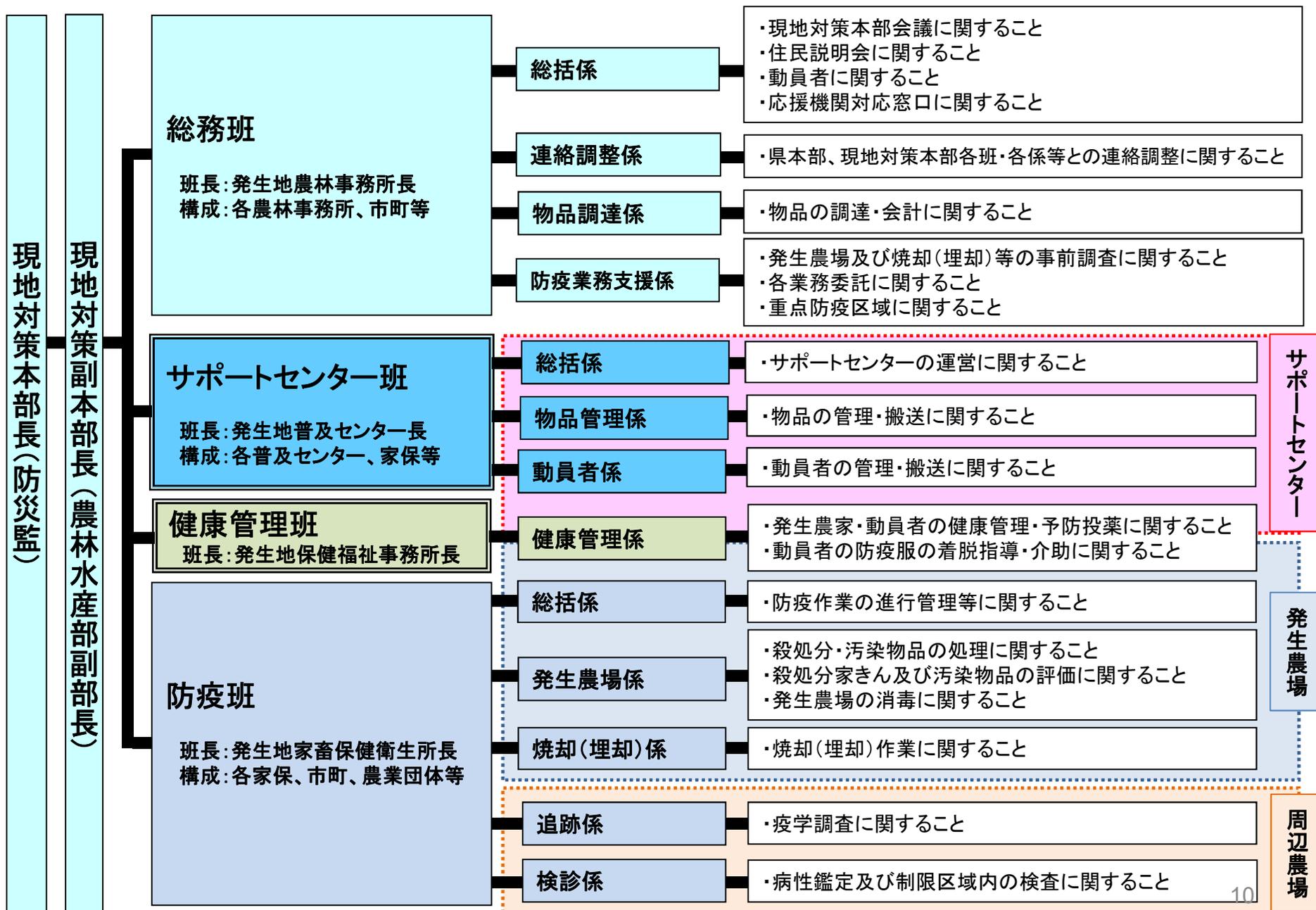


(5) 総括対策部の組織体制とその役割



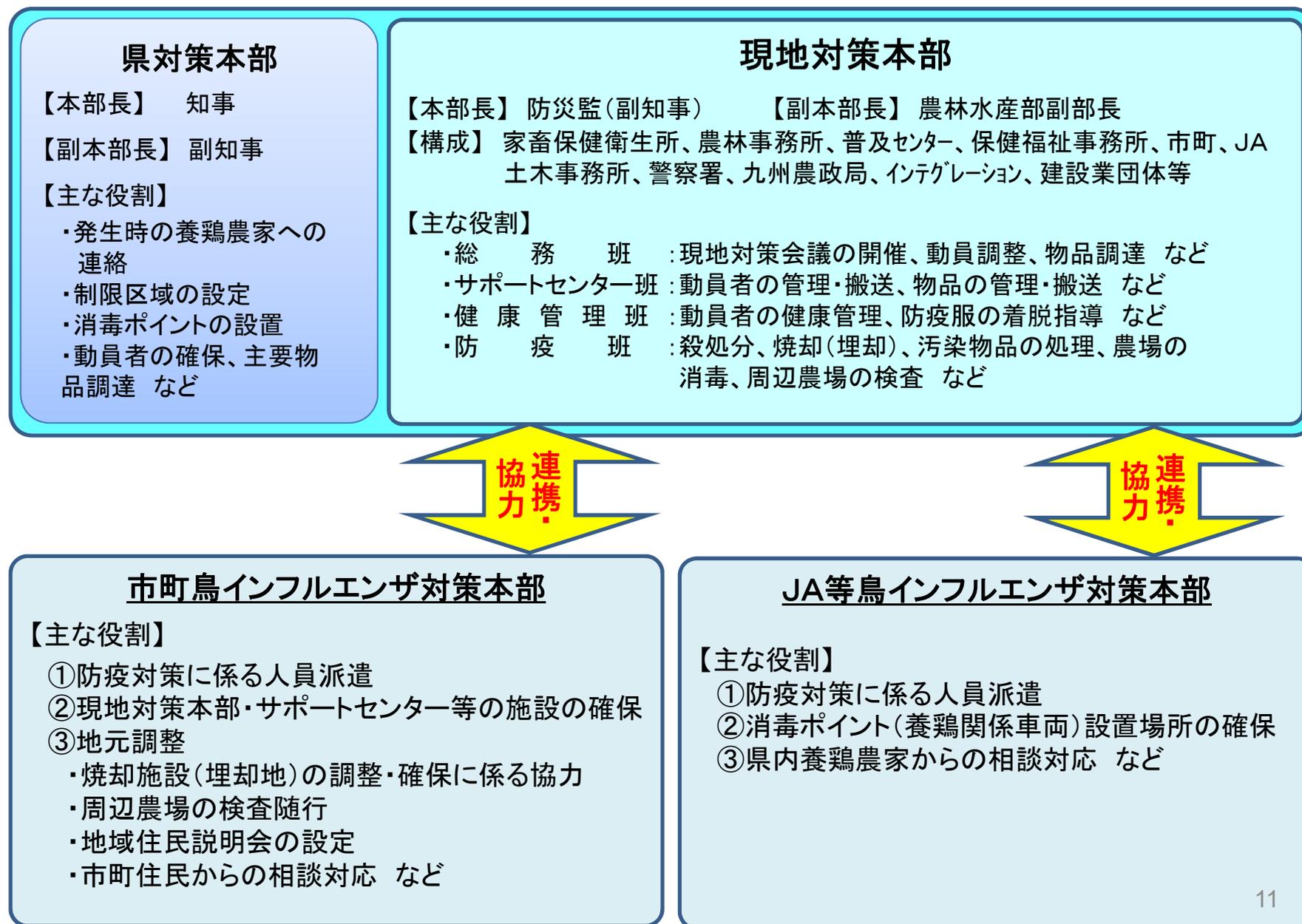
必要に応じて担当課以外の課に応援を要請する。

(6) 現地对策本部の組織体制とその役割



※役割については主なもののみを記載

(7) 県対策本部と市町・JA等との連携



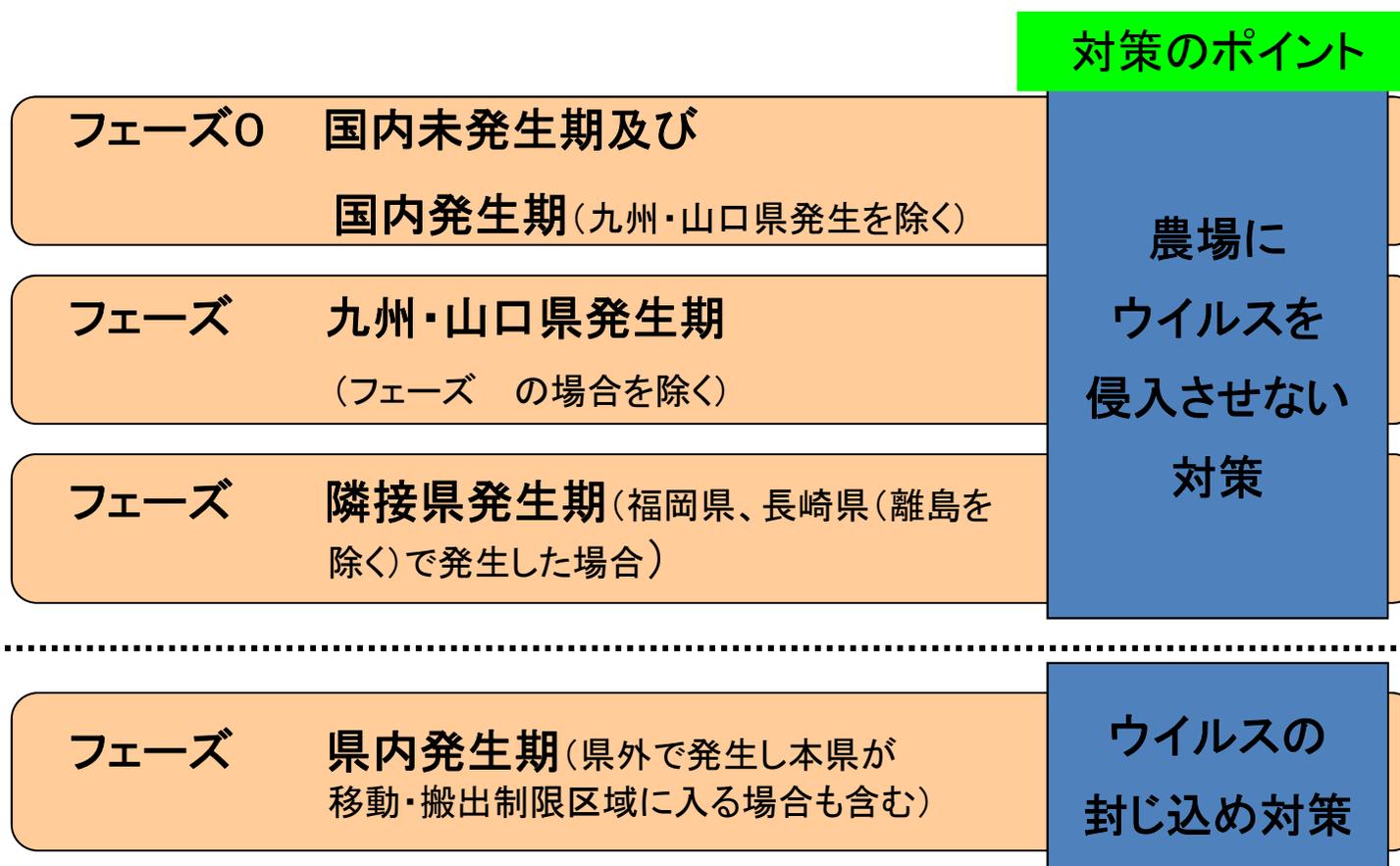
(8) 家畜伝染病防疫協定締結団体と業務の内容

万一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ円滑に防疫措置が行えるよう下記団体と協定を締結した。

団体名	業務の内容
(一社)佐賀県建設業協会 等	<ul style="list-style-type: none"> ・埋却作業 ・消毒ポイントでの車両消毒
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> ・動員者の輸送
(公社)佐賀県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材の運搬
(公社)佐賀県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師の派遣
佐賀県高圧ガス流通保安協会	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸ガスの供給
佐賀県石油商業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・石油類燃料の供給及び配送
佐賀県動物薬品器材協会	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬等の供給
佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合 伊万里市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント設置場所の提供 ・消石灰の調達及び一時保管施設の提供と配布 ・フォークリフト等のオペレーターの派遣 ・殺処分作業等に係る人員の派遣

II. 鳥インフルエンザ対策基本方針

(1) 発生段階と対策のポイント



* 発生とは、PCR検査(2種類)においてH5亜型又はH7亜型と確認され、疑似患畜と決定した場合

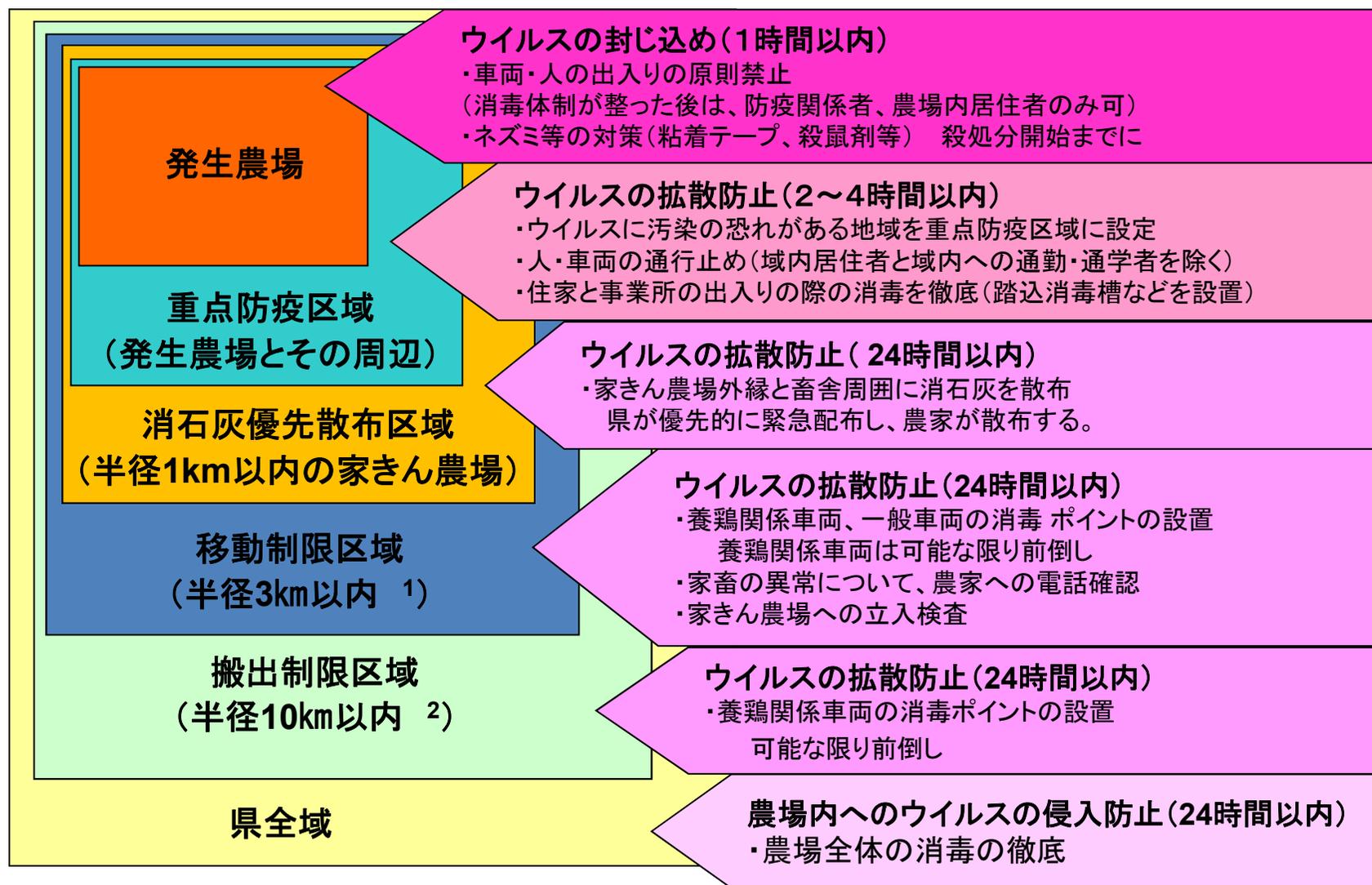
(2) 発生段階に応じた対策（フェーズ0～I）

発生段階	0 国内未発生期及び 国内発生期(九州・山口県発生を除く)	九州・山口県発生期 (フェーズ Ⅰ の場合を除く)
防疫ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内へのウイルスの侵入防止の強化 ・異常家きんの早期発見、早期通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内へのウイルスの侵入防止の強化 ・異常家きんの早期発見、早期通報
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○農場内へのウイルスの侵入防止 <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥等の鶏舎内への侵入防止対策の徹底 ・日頃から、農場の進入口や出入車両等の消毒の徹底 ・関係者以外の立入制限 ○日頃から、家きんなどの家畜の観察の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・異常があればかかりつけの獣医師に相談 →家畜保健衛生所へ連絡 ・家畜保健衛生所の定期的な巡回指導による飼養衛生管理の徹底 ○鳥インフルエンザウイルスの侵入監視 <ul style="list-style-type: none"> ・定点モニタリング検査の実施 ・死亡野鳥等の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ①農場内へのウイルスの侵入防止の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥等の鶏舎内への侵入防止対策の徹底 ・農場の進入口や出入車両等の消毒徹底 ・農場内への関係者以外の立入制限 ・食鳥処理場、GPセンターにおける消毒の徹底 ②鳥インフルエンザと疑われる症状の早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの家きんなどの観察の徹底 ・異常があればかかりつけの獣医師に相談 →家畜保健衛生所へ連絡 ・発生県から導入された家きんの健康確認 ・家畜保健衛生所の立入検査等による100羽以上飼養の全農家の家きんの健康確認 ・食鳥処理場の生体検査の強化 ③鳥インフルエンザウイルスの侵入監視 <ul style="list-style-type: none"> ・定点モニタリング検査の実施、死亡野鳥等の検査 ○県民への広報 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況、県の取組 など

(2) 発生段階に応じた対策（フェーズII～III）

発生段階	隣接県発生期 (福岡県、長崎県(離島を除く)、 で発生した場合)	県内発生期 (県外で発生し本県が移動・搬出制限区域に入る場合 を含む)
防疫ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内へのウイルスの侵入防止の強化 ・異常家きんの早期発見、早期通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場及び隣接道路でのウイルスの封じ込め・拡散防止 ・移動・搬出制限区域でのウイルスの侵入・拡散防止
主な対応	<p>フェーズ I の①～③を引き続き徹底して実施</p> <p>○県民への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況 ・県の取組 ・県民へのお願い など <p>○農場立入検査等による家きんの健康確認(販売を目的としている100羽未満の飼養農場を含む)</p>	<p>①～③を引き続き徹底して実施</p> <p>④発生農場でのウイルスの封じ込め・拡散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場の家きんの殺処分・焼却(埋却等)を実施 ・発生農場の人・車両の出入りを禁止(ただし、厳重な消毒のうえ、防疫関係者、農場内居住者のみ出入可) <p>⑤移動・搬出制限区域でのウイルスの侵入・拡散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農家に対する発生直後における移動自粛要請 ・幹線道路での車両の消毒ポイントの設置(搬出・移動制限区域境での養鶏関係車両の全体消毒) ・移動制限区域内の食鳥処理場の閉鎖 <p>⑥続発した場合等、人員が不足する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保(国、獣医師会への獣医師等の派遣要請。自衛隊への派遣要請) <p>○県民への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況 ・県の取組 ・県民へのお願い ・安心情報(食の安全等) など

(3) 初動対応 ①封じ込め対策の全体イメージ



一般県民の協力も得て実施

1 低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1km
2 低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1~5km

時間は、簡易検査2回目の陽性を確認してからの経過時間

②発生農場における緊急対応

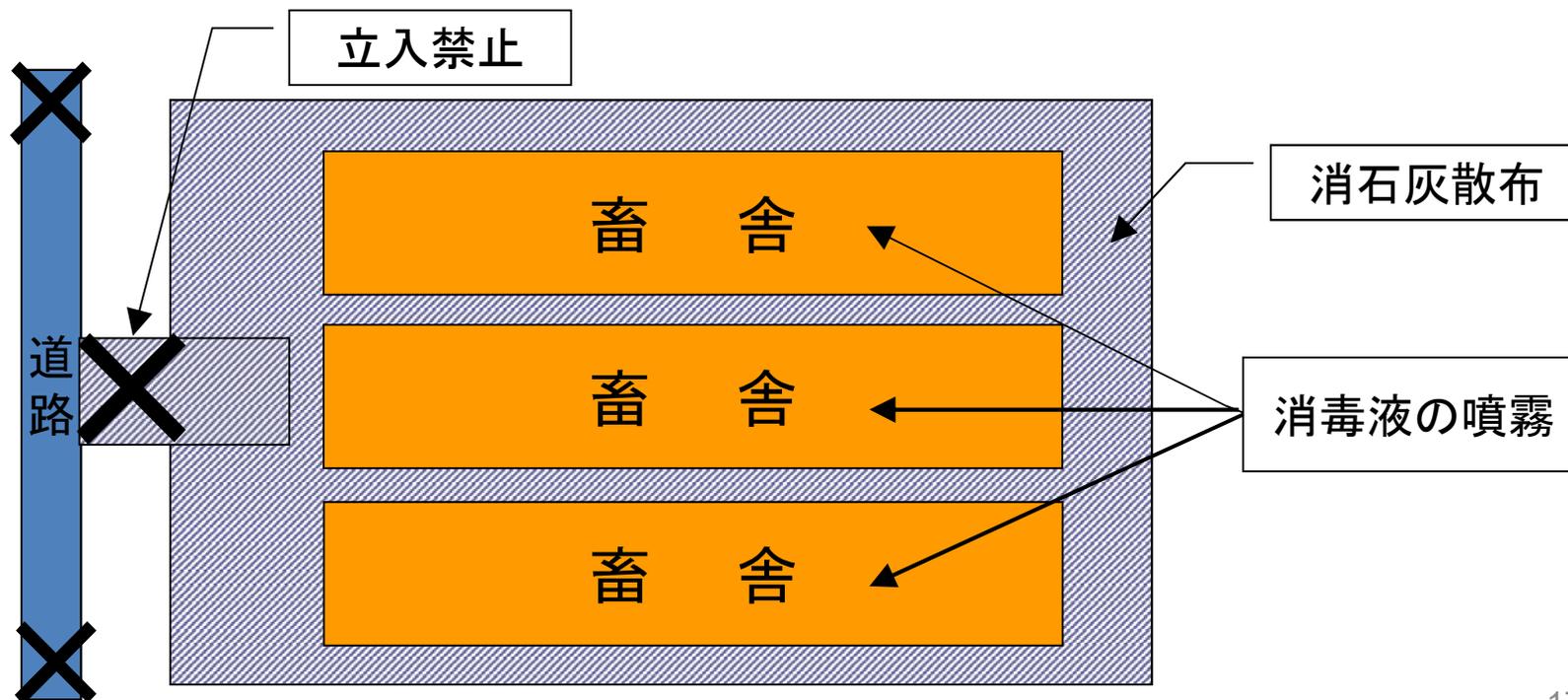
簡易検査(1回目)で陽性の場合

- ① 鶏等の移動自粛要請及び出入口の封鎖
- ② 関係者(飼料会社等)への農場訪問延期の連絡
- ③ 家人及び従業員等の外出の強い自粛要請
家人及び従業員等は消毒や防護服の準備ができた段階で家畜防疫員の指示により必要最小限での外出可能

簡易検査(2回目)で陽性を確認した場合

- ① 発生農場の緊急消毒
(鶏舎周辺に消石灰を散布)
- ② 道路の封鎖を検討
(防疫措置終了まで)

家畜保健衛生所の職員が農林事務所や市町職員の協力を得て実施

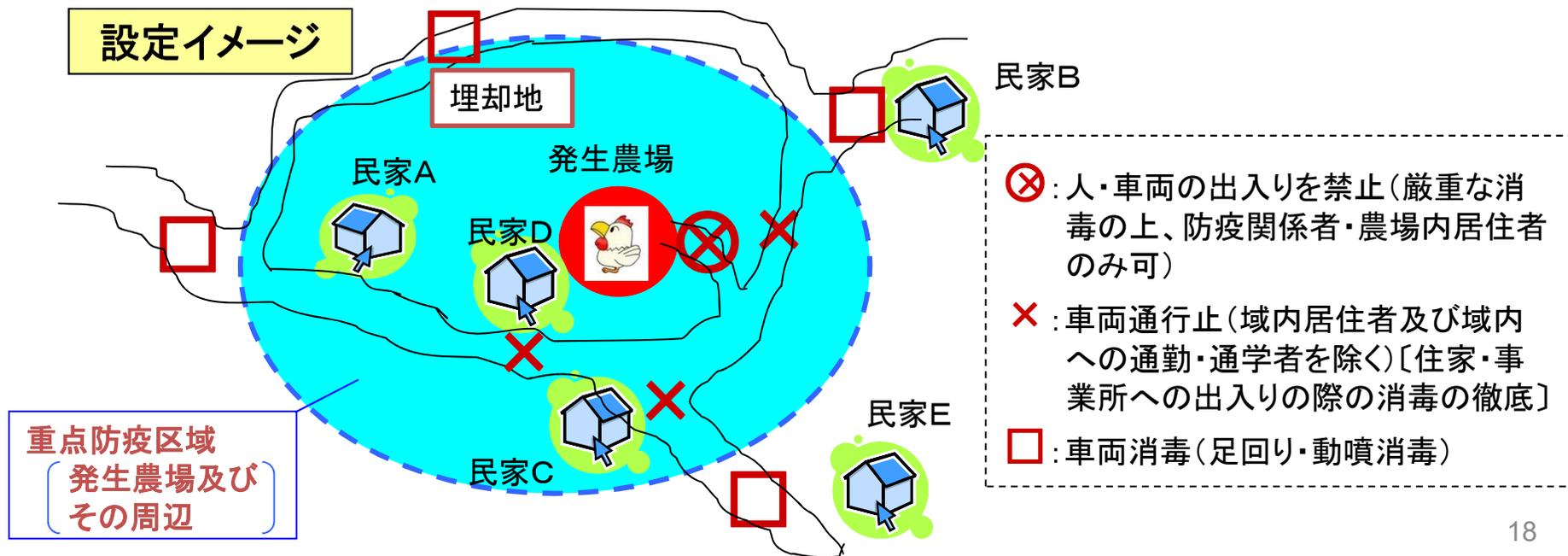


③重点防疫区域の設定

定義

- 発症を疑う家きん(又は患畜)がいる農場(以下、「発生農場」)及びその周辺であって、ウイルスに汚染の恐れがある地域を「重点防疫区域」として設定。
- この区域内では、
 - ①まず、発生農場については、人・車両の出入りを禁止
(ただし、厳重な消毒のうえ、防疫関係者、農場内居住者のみ出入可)
 - ②発生農場の周辺については、人・車両の通行止め
(域内居住者と域内への通勤・通学者を除く。通行止め箇所には踏込消毒槽を設置)
住家と事業所の出入りの際の消毒も徹底
- また、併せて、重点防疫区域に通じる道路には、別途、消毒ポイントを設置し、動噴により車両の足回りを消毒する。

設定イメージ



④移動制限区域と搬出制限区域の設定



- 1 低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1km
- 2 低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1~5km

⑤消毒ポイント設置の考え方(a)



- 1 低病原性鳥インフルエンザの場合は1km
- 2 低病原性鳥インフルエンザの場合は5km

⑤消毒ポイント設置の考え方(b)

)消毒ポイント設置の目的

患畜または疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

)消毒ポイントの設置場所

具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

- (1)道路網の状況
- (2)一般車両の通行量
- (3)養鶏関係車両の通行量
- (4)山、河川等による地域の区分

特に、制限区域内に食鳥処理場やGPセンター等の養鶏関係施設がある場合や制限区域が県境にかかる場合は、その付近に24時間稼働の消毒ポイントを設置する。

その他、制限区域内に高速道路のインターチェンジがある場合など状況に応じて消毒ポイントを設置する。

⑤消毒ポイント設置の考え方(c)

)養鶏関係車両の消毒ポイント

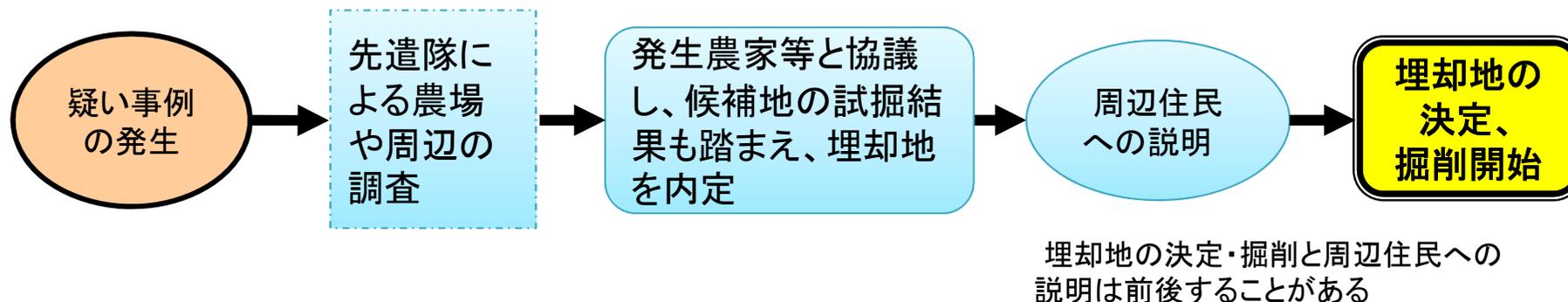
- 設置場所 移動制限区域(半径3km)および搬出制限区域(半径3~10km)に設置。
官公庁施設、JA施設及び道路路側帯(152箇所)の中から、消毒ポイントを設置する。
- 設置時間 対策本部設置から24時間以内を目標とするが、可能な限り前倒して設置する。
- 必要なスペース等
 - ・消毒方法 …………… 動力噴霧器使用
 - ・施設の場合 …………… 10m(幅)×30m(長さ)以上
 - ・道路路側帯の場合 …… 7m(幅)×30m(長さ)以上

)一般車両の消毒ポイント

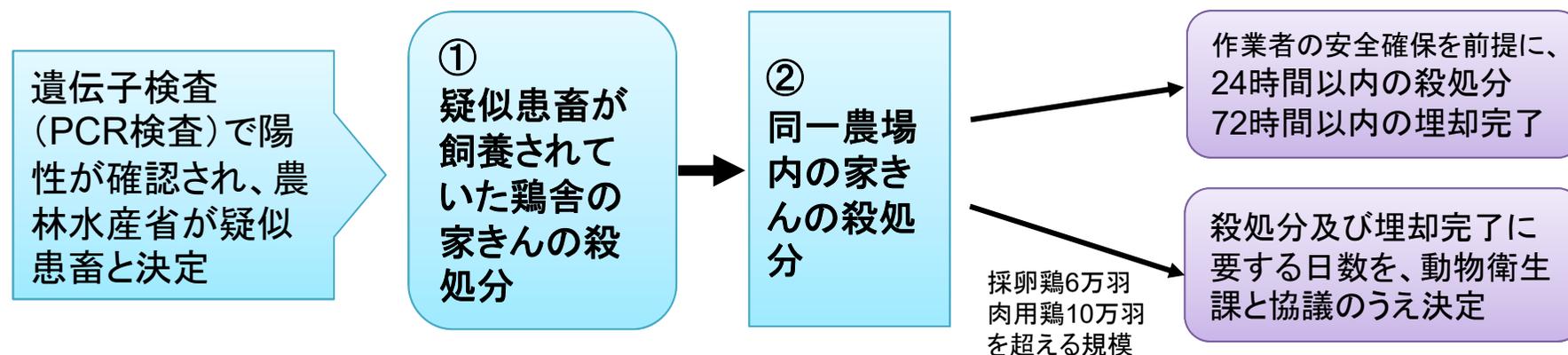
- 設置場所 移動制限区域(半径3km)に設置。
国道、県道、比較的交通量の多い市町道の設置可能な場所(379箇所)の中から、半径3kmのライン付近に消毒ポイントを設置する。
- 設置時間 対策本部設置から24時間以内を目標に設置する。
- 必要なスペース等
 - ・消毒方法 …………… 初期対応では消毒マットを設置し、消毒を実施する。
 - ・消毒マット …………… 3m(幅)×6m(長さ)以上

⑥ 殺処分・埋却の実施

【埋却開始までの流れ】



【殺処分の考え方】



⑦初動対応のための動員計画(a) 基本的な考え方

■県内で初めて発生した場合(2例目以降であっても連続して発生していない場合も含む)

対策本部の要員や養鶏関係車両の消毒ポイントの動員者への連絡については、対策本部において行うこととする。

現地対策本部の動員者への連絡(農協・市町も含む)については、現地対策本部マニュアルに沿って、現地対策本部において、迅速に行うこととする。ただし、不足する動員については、現地対策本部から必要人数の報告を受け、対策本部が関係部局及び関係団体に対し派遣要請をするものとする。

■県内での発生が連続している場合

動員計画の策定及び動員者への連絡(農協・市町も含む)については、現地対策本部と連携しながら、対策本部において行うこととする。

■自衛隊への災害派遣要請

□災害派遣要請基準

県内で規模の大きい農場で連続して発生するなど、県の対応能力を超えた場合

□要請の手続き

高病原性鳥インフル対策時の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、陸上自衛隊久留米駐屯地司令に対して要請を行うものとする。

要請に際しては、農林水産省に対して災害派遣要請の協力を求めるとともに、福岡県、久留米市に通報し、派遣を求める故の理解を求めるものとする。

⑦初動対応のための動員計画 (b) 現地対策本部のイメージ

■ 県、市町、JA等関係団体が連携し一体となって、鳥インフルエンザ対策に取り組む。

【1日(12時間×2交代)で、採卵鶏30,000羽(肉用鶏では45,000羽)を処理するために要する動員数】

発生農場係・焼埋却係は8時間×3交代制

【現地対策本部 (1日当たり)】		動員計画 (人/日)				
		計	県	市町	JA等	協力事業者
総務班(事務局)	・現地対策本部の総括及び各班等との連絡調整	82	66	14		2
サポートセンター班	・サポートセンターの運営	80	62	18		
健康管理班	・健康管理	138	126	12		
防疫班	発生農場係 ・発生農場の防疫措置 ・殺処分予定家きんや汚染物品の評価	453	360	3	30	60
	焼埋却係 ・焼却(埋却)の進行管理	92	32			60
	追跡・検診係 ・疫学調査 ・病性鑑定や制限区域内の調査	20	11	9		0
計		865	657	56	30	122

【消毒ポイント県職員動員数(1日当たり最大)】

44人

注) 養鶏車両の24時間消毒ポイントを3箇所と想定

【合計県職員動員数(1日当たり最大)】

701人

⑦初動対応のための動員計画(c) 消毒ポイントの必要人数

消毒ポイント		箇所数		1箇所あたり 必要人員	うち県職員	勤務	必要県職員 (1日あたり)
重点防疫 消毒P	発生農場 周辺	3		3	1	3交代	9
養鶏車両 消毒P	3km境界 付近	12時間稼働	2	3	1	2交代	4
		24時間稼働	1	3	1	3交代	3
	10km境界 付近	12時間稼働	2	3	1	2交代	4
		24時間稼働	1	3	1	3交代	3
一般車両 消毒P	3km境界 付近	2		3	1	3交代	6
上記表は目安であり、状況によって、箇所数、稼働時間を変更することがある。							

⑦初動対応のための動員計画(d)事前研修

■ Webやイントラ環境を活用した知識共有

幅広い職場の職員がスムーズに防疫業務に対応できるよう、Webや職員イントラ環境を活用した知識共有を図る。

動員された職員が、現場でゼロからのスタートではなく、防疫業務に従事できるよう、この行動指針及び「消毒ポイント対応職員マニュアル」などの各種作業手順書(及び作業映像など)を職員イントラ上にアップし、全職員が事前に自ら基礎的実務を研修できる環境をつくる。

⑦初動対応のための動員計画(e) パーマネントスタッフ制度

■パーマネントスタッフ制度

県及び現地対策本部における業務の円滑化のため、パーマネントスタッフ制度を採用する。

各所属における業務経験者を異動後も確保することにより、発生時期を問わず迅速な対応が可能となる。

運用方法:各対策部・班ごとに、過去の家畜伝染病発生時の構成員をパーマネントスタッフとして登録することができる。特に、健康管理班、動員調整班、農家防疫対策班、連絡班、制限区域策定班、防疫物品調達班、消毒ポイント班については、1名以上の登録を原則とする。

登録を受けた経験者は所属を異動した後も、当該対策部・班の業務を担当するものとする。

なお、

- ・同じ人物を複数の対策部で登録することはできない。
- ・現にいずれかの対策部の構成員となっている者は指名できない。
- ・登録された経験者は現所属の一般動員者リストから除外する。

(4) 人への感染予防対策

① 感染予防対策の基本

- ・ 鳥インフルエンザの人への感染予防対策については、下記に2点を防止することを基本として実施する。
- ・ 人への感染防止及びインフルエンザ発症予防
- ・ 人への(不顕性)感染の防止
(人の体内で鳥由来ウイルスと人由来ウイルスの遺伝子交雑を防ぐ)

② 発生農場に対する対策

- ・ 農場従事者の健康観察、有症状時の受診勧奨
- ・ 住居、周辺場所の消毒の指導

③ 殺処分従事者等に対する対策

- ・ 従事者の健康観察(従事後10日間のモニタリング等)
- ・ 新型、季節性インフルエンザ感染状況のチェック
- ・ 鳥インフルエンザの人への感染予防を目的とした防疫服(PPE)着脱等の指導
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- ・ 有症状時の受診勧奨

④ 発症時の対策

- ・ 感染症法に基づく二類感染症としての対応
- ・ 第二種感染症指定医療機関への勧告入院
- ・ 家族等濃厚接触者の調査、健康観察等

(5) 作業従事者の労務管理

① 基本的考え方

- ・ 農場等における作業については、下記のような健康管理が必要である。
 - ・ 防護服着用後の過酷な労働状況に対する熱中症等の労務管理
 - ・ 作業に伴う事故(外傷等)対策
 - ・ 殺処分作業に伴う精神的、身体的ダメージに対するメンタルケア

② 作業前後の健康診断

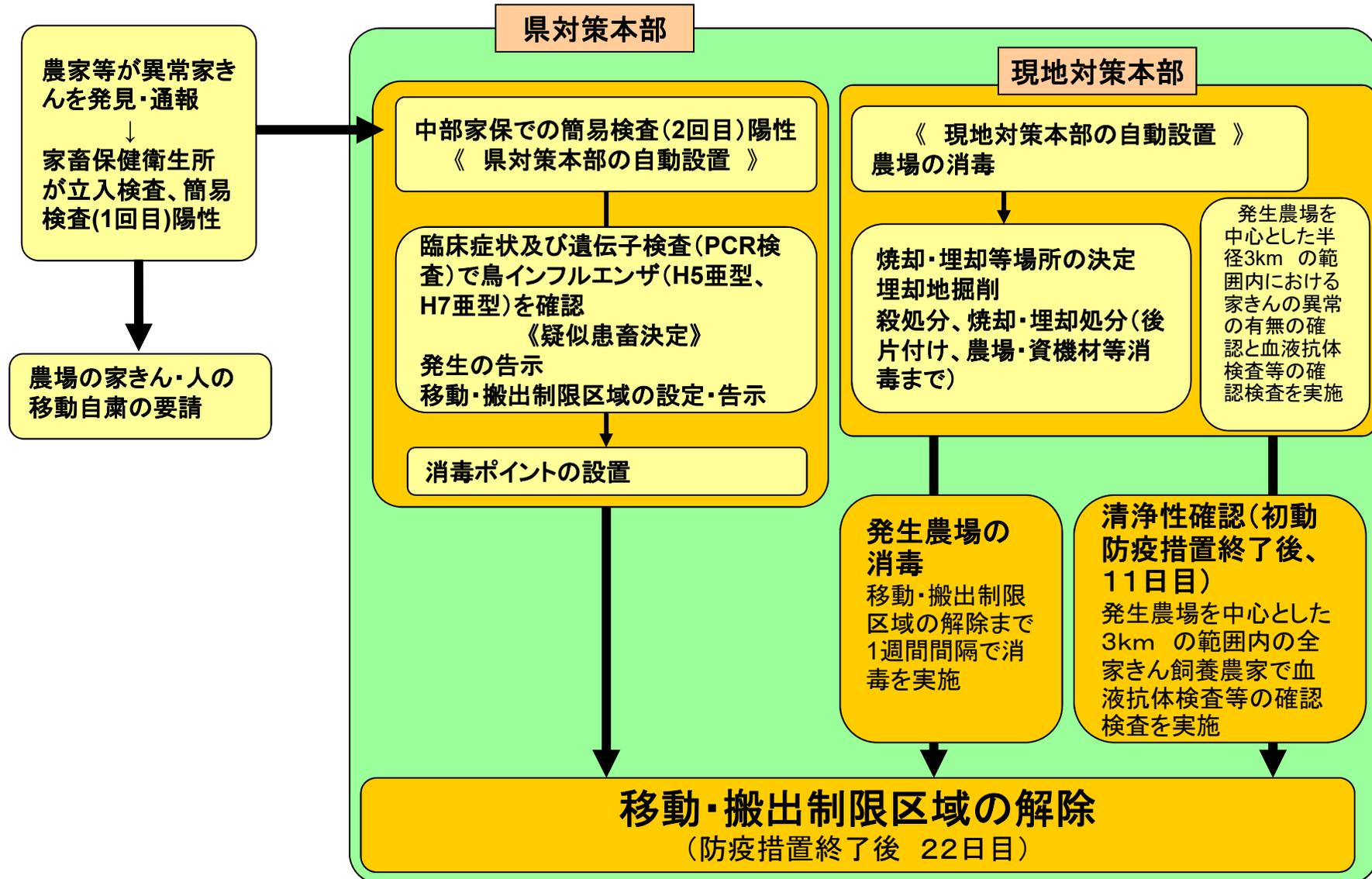
- ・ 基礎疾患の確認
- ・ 当日の発熱、血圧値測定等

③ メンタルヘルス対策

- ・ 鳥の殺処分作業に対する精神的ダメージに関する作業当初からのPTSD対策
- ・ 作業後の経過観察時の不安等に対する相談

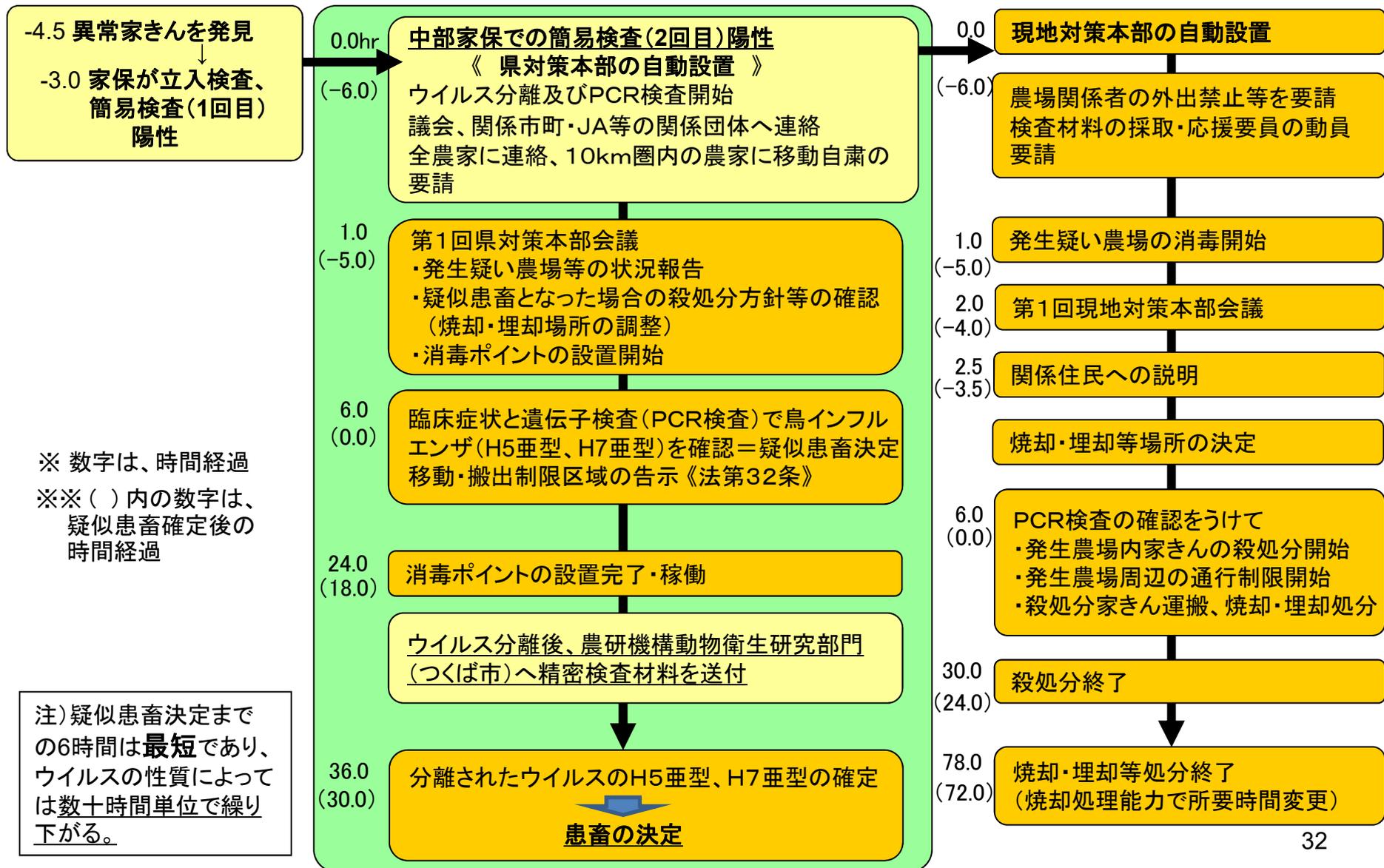
動員時の服装について
農場やその周辺又は消毒ポイントにおいて、防護服を着て作業することになることから、作業しやすい服装・靴でサポートセンターに集合する

(6) 異常家きん発見から終息までの流れ

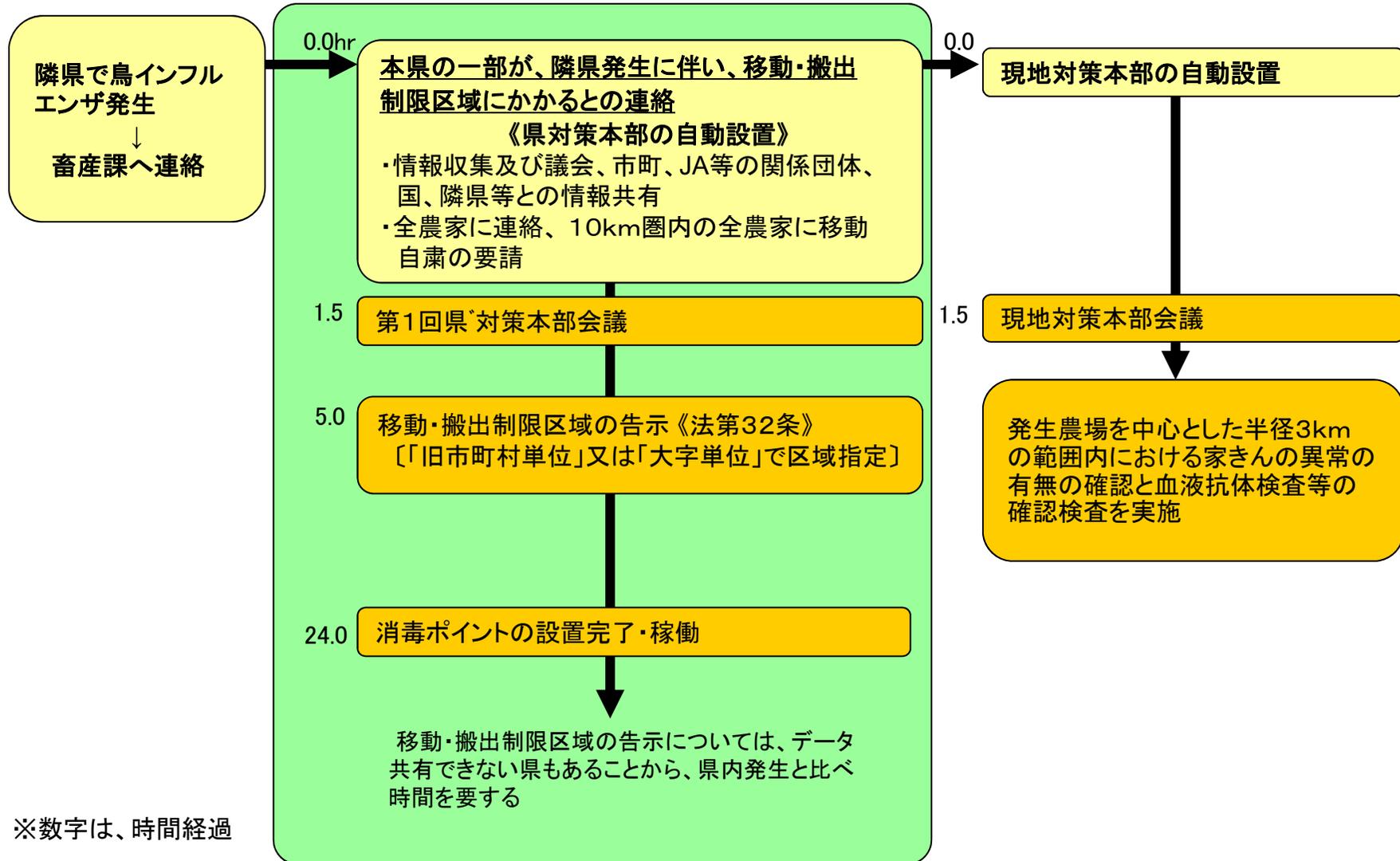


III. 県内発生期（フェーズIII）における行動計画

（1）1回目の簡易検査で陽性が確認された場合



(2) 隣県で発生し、本県の一部が制限区域にかかる場合



低病原性鳥インフルエンザの場合は5km

IV. 社会的対応としての鳥インフルエンザ対策

(1) 県民への鳥インフルエンザ拡大防止対策の要請

- 鳥インフルエンザ防疫対策は、第一に、農場へのウイルスの侵入防止、第二に、発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが基本となる。
- このため、まずは、発生農場、移動制限区域、搬出制限区域における養鶏関係者及び防疫作業従事者等を対象とした防疫対策を徹底する。
- 県民の日常生活においては、上記区域内の農場の近くに行かないよう協力していただく。
これらの基本的な取組が守られれば、公共施設等の利用やイベントなどの一般の社会活動まで、過度に制限する必要性はない。



【施設やイベント等における防疫】

- 養鶏関係施設への不必要な訪問は自粛し、訪問する場合は施設管理者の指示に従い消毒等を徹底する
- 鳥類関係のイベントを開催する場合は、来場者へ注意喚起を行い消毒を徹底する

(2) 風評被害対策

○県内発生にいたれば、身近な問題として一般の行動にも影響が出る。県民や他県民の行動意識の変化を注視し、相談対応を強化するとともに、報道機関の協力も得ながら広報活動をきめ細かにしてタイムリーに正しい情報を提供する。

○また、学校においては児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、発生地域の児童生徒の心のケアなどには特に留意する。

	九州・山口県発生期	隣接県発生期	県内発生期
買い控えや買いあせり、販売価格等、消費行動関係対策	○情報発信 ○相談対応 ○監視、指導		(対応強化) →
発生農家や佐賀県産鶏肉・鶏卵などへの誹謗中傷関係対策			○相談対応 ○誹謗中傷への丁寧な説明対応
(学校での対応) 児童生徒への対応	○正しい知識の啓発		→ ○発生地域等の児童生徒の心のケア
予約のキャンセルなど旅行・観光関係対策			○県内状況についての正しい情報提供 ○関係者からの相談対応

V. 各種相談対応

【専門相談】 下記の相談窓口で対応

相談窓口	相談内容	家畜の 疾病	野鳥に 関する こと	経営問題		心の ケア	食の 安全	納税	人の 健康	受付時間
				畜産	その他					
各家畜保健衛生所		○								24時間受付
県生産者支援課			○							平日 8:30~17:15
各農業改良普及センター				○						平日 8:30~17:15
県産業政策課					○					平日 8:30~17:15
各保健福祉事務所						○	○		○	平日 8:30~17:15
精神保健福祉センター						○				平日 8:30~17:15
県消費生活センター							○			平日 8:30~17:15
県生活衛生課							○			平日 8:30~17:15
県税務課、各県税事務所								○		平日 8:30~17:15

【一般相談】

○フェーズ で、「鳥インフルエンザ相談コールセンター」を開設する。

（5回線 毎日8:30~17:15…県内での初例発生から3日間(土日祝日を含む)は、8:30~22:00)

○「鳥インフルエンザ相談コールセンター」へ、専門相談のとき、専門相談窓口から折り返し電話させる。

○「鳥インフルエンザ相談コールセンター」は、相談状況で危機管理・報道局長が判断し拡大・縮小する。

VI. 広報

(1) 基本的な考え方

① 情報は原則公開

- ・ 危機時においては、事象の大きさと情報の不足が相まって憶測やうわさ、疑心暗鬼が広がりやすく、誤った情報による風評被害が想定される。
- ・ こうした誤った情報は、防疫対策だけでなく、畜産業をはじめとして県内産業にも、重大な影響を与える恐れがある。
- ・ このため、鳥インフルエンザの疑いのある異常家きんなどが発見された場合は、必要な情報を提供し、以後の防疫対策が計画的に行えるようにする。

② 的確な報道につなげる情報提供と平時からの鳥インフルエンザに関する報道機関の理解醸成

- ・ 危機時に県民が情報を得る第一の手段は報道であり、県内発生時において鳥インフルエンザに関する情報を正しく的確に報道してもらうことが肝要である。このため、発生時における情報提供とともに、平時から報道関係者との勉強会等を開き、あらかじめ鳥インフルエンザや防疫対策の内容について理解を深めておいてもらう。

③ 県民の理解と協力を得るためにも、求められている情報をわかりやすく広報

- ・ 特に危機時においては県民の理解と協力が必要である。受手である県民が何に不安や疑問を感じているのか、何を求めているのかを理解し、わかりやすい広報を実現する。

④ 訴求対象を明確にした広報媒体の選択と活用

- ・ 広報の相手方と伝えるべき内容を明確にし、それにあわせ、記者発表や取材、県HP、新聞広報、あんあんメール、ツイッターなど、相手方が接する機会の多い広報媒体や手段を選択し、活用する。

(2) 報道対応

①簡易検査(2回目)で陽性反応が出た場合にプレス

- ・ 簡易検査(2回目)で陽性の結果が出たときは、県対策本部の自動設置及び県対策本部会議開催案内とともに発生事実(発生市町、農場の規模、畜種、異常家きんの症状、発見の経緯)をプレスする。

②県内発生時の取材場所は、危機管理センタープレスゾーン

- ・ 危機管理センターでの県対策本部会議は公開とし、総括対策部の作業ゾーン及び畜産課への立入りを避けプレスゾーンでの取材協力を求める。
- ・ 危機管理センターでの取材には、報道広報担当が対応する。

③取材制限への協力依頼と報道資料としての動画、画像の提供

- ・ 県内で発生した場合は、防疫の観点及び防疫業務への集中の観点から、発生農場周辺及び現地対策本部での取材は制限せざるを得ない。
- ・ このため、事前の記者クラブとの協議に基づき、動画や画像を提供する。

④定時の記者レクを実施

- ・ 第1回県対策本部会議以降は、記者クラブと事前に協議の上、状況に応じて毎時又は定時(10時、15時)に、発生状況や防疫対策内容等について、報道広報担当が記者レクを実施する。

〔野鳥〕

簡易検査で鳥インフルエンザの陽性が確認された場合に、自動設置

1. 鳥インフルエンザ対策組織体制

【鳥インフルエンザ庁内連絡会議（野鳥関係）】

生産者支援課と畜産課の合同で開催する庁内連絡会議

〔メンバー〕 各部主管課、教育庁教育総務課、危機管理防災課、報道課、情報課、くらしの安全安心課、環境課、こども未来課、有明海再生・自然環境課、循環型社会推進課、医務課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、流通・貿易課、産業政策課、農林水産部各課、農業技術防除センター、各家畜保健衛生所、道路課、会計課、文化財保護室、保健体育課、県警察本部（地域課・生活安全企画課・交通規制課）

〔事務局〕 報道課、健康増進課、農政企画課、生産者支援課、畜産課

〔会議の内容等〕

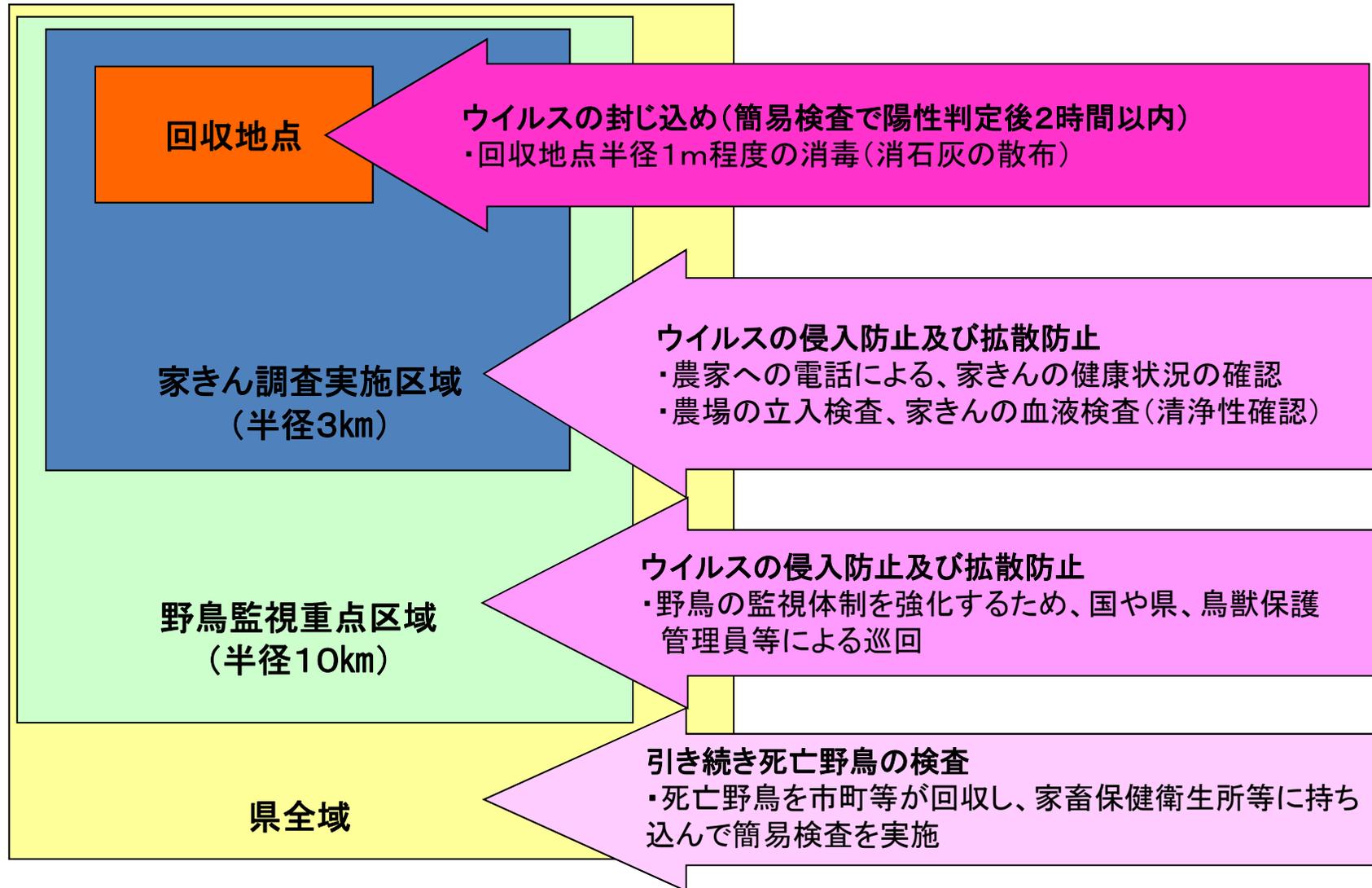
- ・議会や関係市町との連絡調整
- ・環境省や農林水産省との情報収集や連絡調整
- ・家きんの防疫対策方針の確認

県内で家きんの鳥インフルエンザが発生している場合（フェーズ ）は、県対策本部会議等で報告する。参集するメンバーは、フェーズ（フェーズ0～ ）によって変わることがある。

II. 発生段階に応じた対策

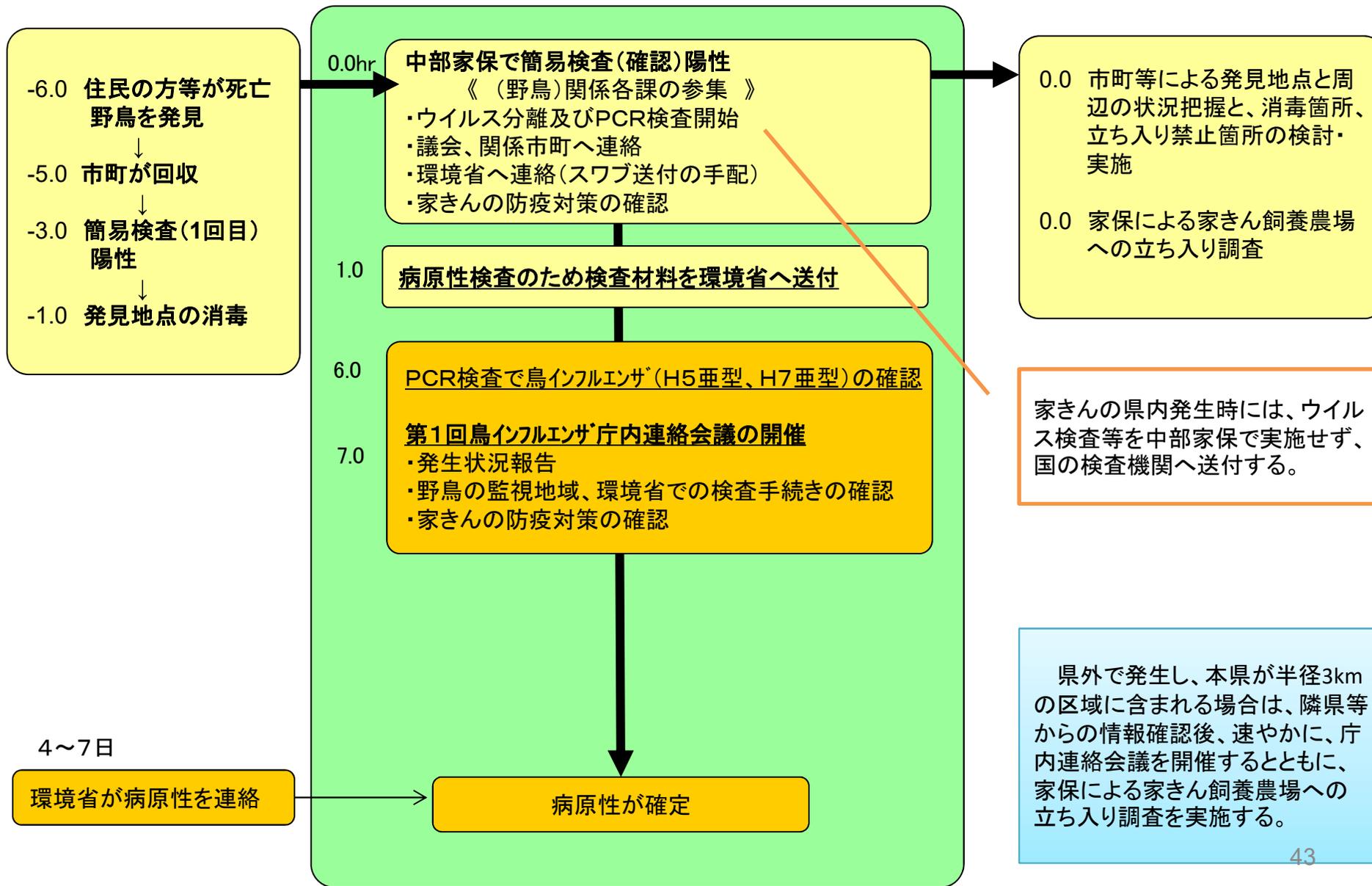
発生段階	国内未発生・国内発生期	県内発生期 (県外で発生し、本県が半径10kmの区域に含まれる場合を含む)
主な対応	<p>①死亡野鳥の検査 ・死亡野鳥を市町が回収し、家畜保健衛生所に持ち込んで簡易検査を実施</p> <p>②糞便調査の実施 ・伊万里市の長浜干拓で10月、11月、1月、3月にガン・カモ類の糞を採取して調査</p>	<p>①死亡野鳥の回収地点の消毒(半径1m程度)</p> <p>②引き続き死亡野鳥の検査 ・死亡野鳥を市町などが回収し、家畜保健衛生所などに持ち込んで簡易検査を実施</p> <p>③家きんの飼養農場への立ち入り調査 ・野鳥での回収地点の半径3km以内の家きんの飼養農場へ立ち入り調査</p> <p>④野鳥監視重点区域の設定 ・環境省が回収地点の周辺10kmを指定し、鳥獣保護員等による巡回の強化</p> <p>⑤回収地点周辺住民等の健康状態の調査 ・持ち込み者及び周辺住民の健康状態の確認 必要があれば、医師による診断の勧奨</p> <p>⑥相談窓口の設置 ・県民からの鳥インフルエンザ等への相談・問い合わせへの対応 ・ペットに関する問い合わせへの対応</p> <p>⑦糞便調査の実施・・・支援課 ・伊万里市の長浜干拓で10月、11月、1月、3月にガン・カモ類の糞を採取して調査</p> <p>⑧学校等で飼養している鳥類の健康状態の確認</p>

II. 発生段階に応じた対策（主な対応のイメージ）



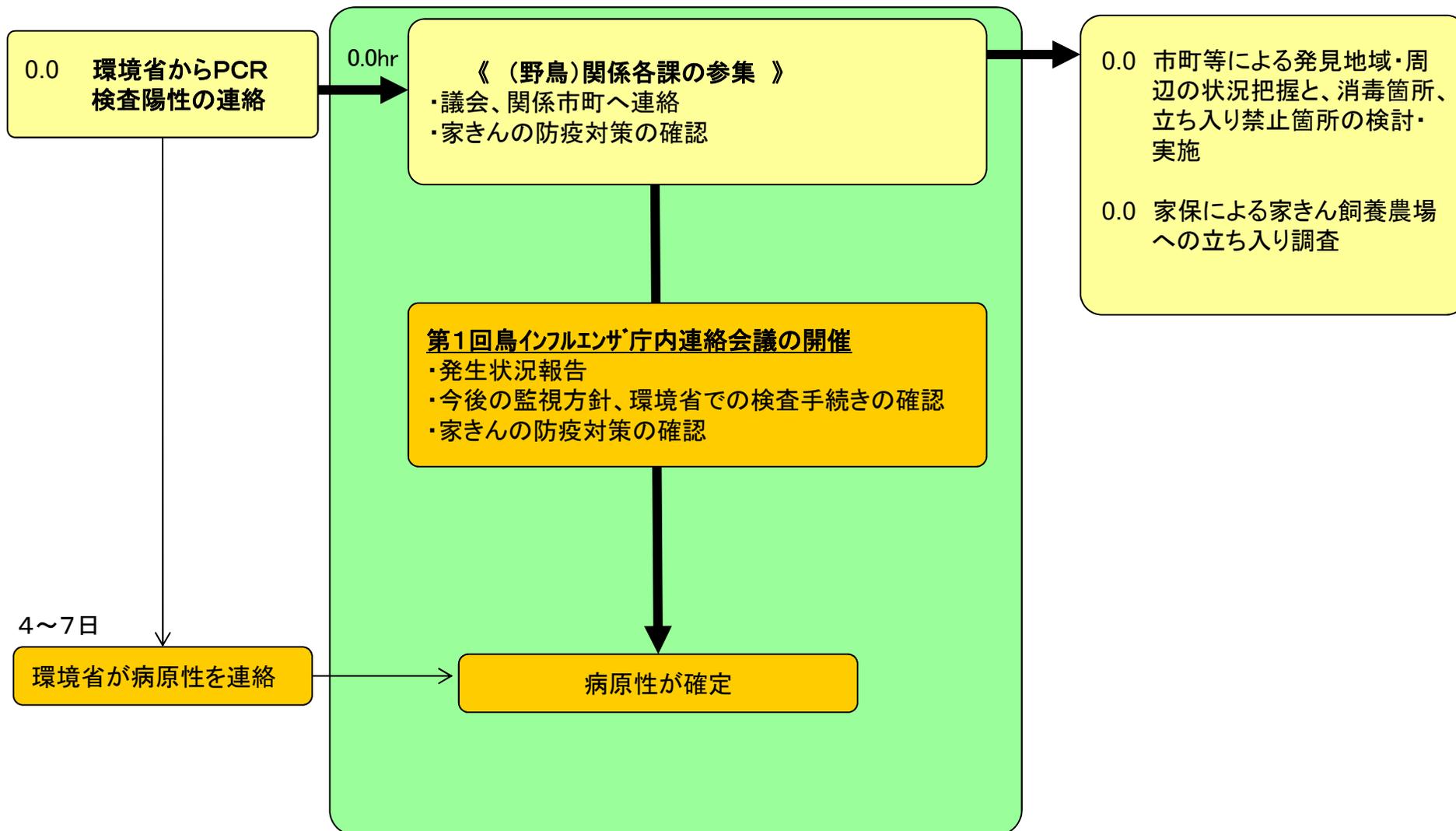
Ⅲ. 県内発生期における行動計画

(1) 死亡野鳥の簡易検査で陽性が確認された場合



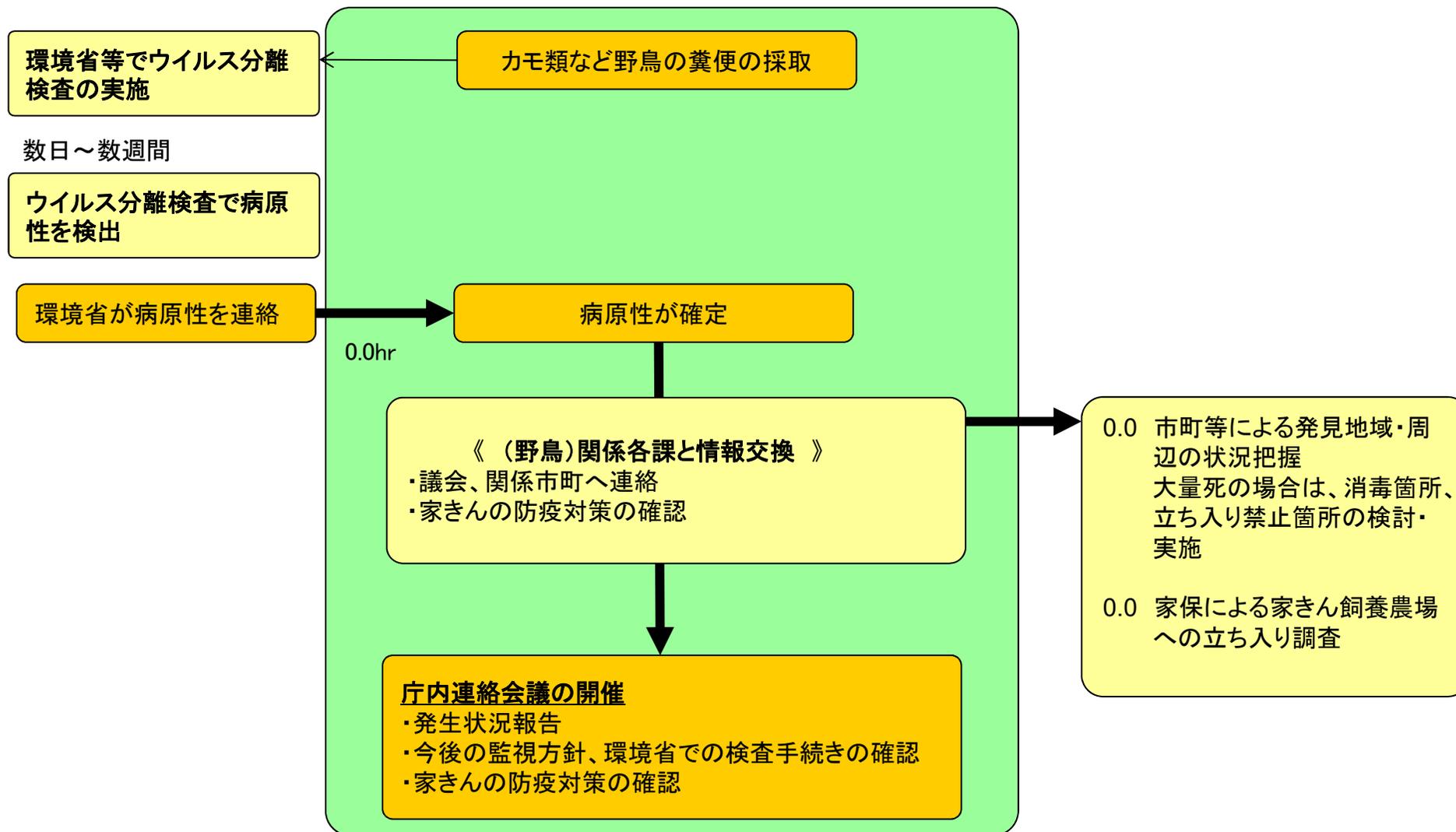
Ⅲ. 県内発生期における行動計画

(2) 死亡野鳥の簡易検査が陰性であったものが、環境省の検査で陽性が確認された場合



Ⅲ. 県内発生期における行動計画

(3) 野鳥の糞便から高病原性ウイルスが検出された場合



VI. 広報

(1) 基本的な考え方

① 情報は原則公開

- ・ 危機時においては、事象の大きさと情報の不足が相まって憶測やうわさ、疑心暗鬼が広がりやすく、誤った情報による風評被害が想定される。
- ・ こうした誤った情報は、防疫対策だけでなく、畜産業をはじめとして県内産業にも、重大な影響を与える恐れがある。
- ・ このため、鳥インフルエンザの疑いのある野鳥などが発見された場合は、必要な情報を提供し、今後の防疫対策が計画的に行えるようにする。

② 的確な報道につなげる情報提供と平時からの鳥インフルエンザに関する報道機関の理解醸成

- ・ 危機時に県民が情報を得る第一の手段は報道であり、県内発生時において鳥インフルエンザに関する情報を正しく的確に報道してもらうことが肝要である。このため、発生時における情報提供とともに、平時から報道関係者との勉強会等を開き、あらかじめ鳥インフルエンザや防疫対策の内容について理解を深めておいてもらう。

③ 県民の理解と協力を得るためにも、求められている情報をわかりやすく広報

- ・ 特に危機時においては県民の理解と協力が必要である。受手である県民が何に不安や疑問を感じているのか、何を求めているのかを理解し、わかりやすい広報を実現する。

④ 訴求対象を明確にした広報媒体の選択と活用

- ・ 広報の相手方と伝えるべき内容を明確にし、それにあわせ、記者発表や取材、県HP、新聞広報、あんあんメール、ツイッターなど、相手方が接する機会の多い広報媒体や手段を選択し、活用する。

(2) 報道対応

①野鳥での鳥インフルエンザが県内で確認された場合にプレス

- ・簡易検査(確認)で陽性反応が出た場合には、発生事実(発生市町、場所、野鳥の種類、発見の経緯)をプレスをする。また、その後、PCR検査で高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型、H7亜型)が確認された場合、及び環境省からの連絡で毒性が確定した場合にも、検査結果の概要をプレスする。

- ・上記プレスにおいては、県民に対し、野鳥との接し方(死亡野鳥を発見した場合の対応等)についての注意喚起を行う

②県内発生時の取材場所は、危機管理センタープレスゾーン

- ・危機管理センターでの庁内連絡会議は公開とし、関係課への立入りを避けプレスゾーンでの取材協力を求める。
- ・危機管理センターでの取材には、報道広報担当が対応する。

③取材制限への協力依頼

- ・県内で発生した場合は、防疫の観点から、発生場所周辺での取材は制限する。

(参 考)

高病原性鳥インフルエンザとは(1)

○原因(病原体) 鳥インフルエンザウイルスのうち血清亜型H5、H7及びその他の血清亜型であっても高病原性のもの

ウイルスの特性

- ・ウイルスは数時間～数日で死滅
- ・一般的な消毒剤で有効
- ・これまでに、鶏肉や鶏卵を食べて感染した例はない

○感受性動物 鶏、あひる、七面鳥、うずら等

○症 状 神経症状(首曲り、沈うつ等)、消化器症状(下痢、食欲減退)、呼吸器症状、高い致死率が主な症状

○潜伏期間 2～6日

○伝播様式 空気及び接触感染

○発生状況(国内・家きん)

2004年(平成16年) 山口県、大分県、京都府、兵庫県(国内79年ぶりの発生)

2005年(平成17年) 茨城県、埼玉県

2007年(平成19年) 宮崎県、岡山県

2009年(平成21年) 愛知県

2010年度(平成22年度) 島根県、宮崎県、鹿児島県、大分県などで24例

2014年度(平成26年度) 熊本県、宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県

2016年度(平成28年度) 熊本県、宮崎県、佐賀県などで12例

高病原性鳥インフルエンザとは(2)

- 発生状況(外国) アジア、欧州、北米、アフリカ等
(東南アジア及び中東では人への感染の報告あり)
- 診断法
 - (1) H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査(PCR検査)
 - (2) 臓器、糞便からのウイルス分離
 - (3) 血清学的検査で抗体の確認
- 予防法
 - (1) 野鳥等の鶏舎内への侵入防止対策の徹底(防鳥ネットの設置等)
 - (2) 日頃から農場の進入口や出入り車両等の消毒の徹底
 - (3) 関係者以外はできるだけ農場内へ立ち入らせない
 - (4) なお、鶏用のワクチンは一部の国で限定的に使用している
- 治療法
 - (1) なし
 - (2) 発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき摘発・とう汰によりまん延を防止する

低病原性鳥インフルエンザとは

- 原因(病原体) 高病原性ではない血清亜型H5またはH7の全ての鳥インフルエンザウイルス
- 感受性動物 鶏、あひる、七面鳥、うずら等(高病原性と同じ)
- 症 状 神経症状(首曲り、沈うつ等)、消化器症状(下痢、食欲減退)、呼吸器症状等高病原性と同様な症状で軽度
- 潜伏期間 2～6日(高病原性と同じ)
- 診断法 }
○予防法 } 高病原性と同じ
○治療法 }
- その他 平成23年10月1日以前の特定家畜伝染病防疫指針において高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)が高病原性鳥インフルエンザとなり、高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)が低病原性鳥インフルエンザとなった

《参考》県内における家きんの規模別農場数

単位：千羽

市町名	～0.01	0.1～1	～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	～110	～120	～130	～140	～150	～200	総計
佐賀市	7	3	5	4	2	2	2			1									26
唐津市	6		2	7		4	1	2			3	2				1	1		29
鳥栖市	1		3	1															5
多久市		1	2	1	1	1	1												7
伊万里市	3	1	3	4	5	2	2			1		1							22
武雄市	4	2	1			1	1	1	1									1	12
鹿島市	3		1			1					1								6
小城市	1																		1
嬉野市	1	1	4	4	1		1												12
神埼市	1		2			1													4
吉野ヶ里町	1																		1
基山町	1																		1
上峰町																			0
みやき町																			0
玄海町																			0
有田町	1		1	2	4	2	3		1	1	1								16
大町町																			0
江北町	1				2	1													4
白石町	3			2															5
太良町				4	1	2	1	1	2		2	2						1	16
計	34	8	24	29	16	17	12	4	4	3	7	5	0	0	0	1	1	2	167

注：R2.2.1現在の最大羽数（入雛または出荷または飼養羽数）（家畜保健衛生所調べ）

《参考》県内における採卵鶏の規模別農場数

単位：千羽

市町名	～0.01	0.1～1	～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	総計
佐賀市	7	3	5	3	1							19
唐津市	6		2	3		1						12
鳥栖市	1		3									4
多久市		1	2	1		1						5
伊万里市	2	1	2	1	1							7
武雄市	4	2	1						1			8
鹿島市	2		1			1						4
小城市	1											1
嬉野市	1	1	2									4
神埼市	1		1									2
吉野ヶ里町	1											1
基山町	1											1
上峰町												0
みやき町												0
玄海町												0
有田町	1											1
大町町												0
江北町	1				1	1						3
白石町	3			1								4
太良町							1					1
計	32	8	19	9	3	4	1	0	1	0	0	77

注：R2.2.1現在の最大羽数（入雛または出荷または飼養羽数）（家畜保健衛生所調べ）

《参考》県内における肉用鶏の規模別農場数

単位：千羽

市町名	0～1	～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	～110	～120	～130	～140	～150	～200	総計
佐賀市			1	1	2	2			1									7
唐津市			4		3	1	2			3	2				1	1		17
鳥栖市			1															1
多久市				1		1												2
伊万里市	1	1	3	4	2	2			1		1							15
武雄市					1	1	1										1	4
鹿島市	1									1								2
小城市																		0
嬉野市		2	4	1		1												8
神埼市		1			1													2
吉野ヶ里町																		0
基山町																		0
上峰町																		0
みやき町																		0
玄海町																		0
有田町		1	2	4	2	3		1	1	1								15
大町町																		0
江北町				1														1
白石町			1															1
太良町			4	1	2		1	2		2	2						1	15
計	2	5	20	13	13	11	4	3	3	7	5	0	0	0	1	1	2	90

注：R2.2.1現在の最大羽数（入雛または出荷または飼養羽数）（家畜保健衛生所調べ）